

# 懲戒処分公表

次のとおり懲戒処分等を行いましたので、阿蘇市懲戒処分の指針に基づき、公表します。

## 1 【被処分者の所属、補職、年齢及び処分等の内容】

所属	補職	年齢	処分内容
教育部教育課	所長	53 歳	懲戒処分（減給 1/10・2 月）

## 2 【事件の概要】

本件は、教育部教育課 所長の職にある被処分者が、令和 5 年度一般会計の支払事務に関し、100 件を超える請求の支払いを遅延、併せて令和 5 年度として支出すべき旅費及び費用弁償の支払いを失念するなど、不適正な会計処理を行ったものである。

## 3 【処分の詳細】

被処分者は、一般会計の支払事務について、令和 5 年度中の支払事務のうち 100 件以上を遅延し、支払事務全般において、遅延の自覚、上司からの再三の指導、指示があつていたにも関わらず、その処理を怠った。

また、これまでも、被処分者は、職務怠慢及び不適切な事務処理により、平成 23 年に懲戒処分（戒告）を受け、平成 24 年に警告書（最終警告）が発出されており、再び同様の行為が繰り返される結果となったことは、非常に重大で看過できない。

これらは、市政及び教育行政に対する市民の信用、信頼を著しく失墜させ、公務全体の不名誉となるものである。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2、3 号の規定に基づき、懲戒処分として減給とした。

また、併せて、所管する部課長級の職員に対し、管理監督責任として訓告等の処分とした。